

# 10月27日(日)は 参議院議員補欠選挙です

十月二十七日(日)は、参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙の投票日です。投票時間は、午前七時から午後八時まで。小さなお子さんや付添いの人も一緒に投票所に入ることができます。棄権しないで投票しましょう。

## 投票できる人

昭和五十七年十月二十八日以前に生まれ、平成十四年七月九日以前に転入届を提出している人(選挙人名簿登録者)で、引き続き市内に住んでいる人です。

## 投票所入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のがきに同一世帯員につき二人分の入場券を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されてい

る入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で入場券を再発行しますので、投票所で申し出てください。

## 不在者投票

仕事やレジャー、買物などの理由で投票日に指定された投票所で投票できない人は、不在者投票ができます。印鑑は不要です。

不在者投票のできる期間

10月10日(木)～10月26日(土)

時間

午前8時30分～午後8時

(土・日曜日・祝日も同じ)

場所

市役所第2庁舎5階会議室

また、不在者投票所の指定を受けている病院・施設などに入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができます。

不在者投票のできる期間および投票日当日に、市外に滞在のため投票所へ行くことができない人は、不在者投票の期間中、滞在地の選挙管理委員会(選挙管理委員会の業務時間内)で不在者投票することができます。

## 郵便投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、十月二十三日(水)までに不在者投票の請求をしてください。自宅で不在者投票をすることができます。

郵便投票証明書交付の要件

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人での障害の人。

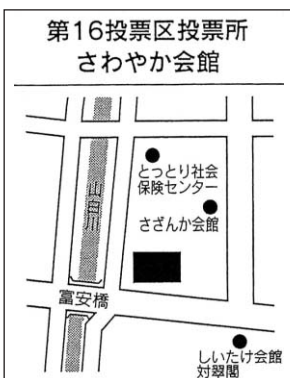
両下肢、体幹(1・2級)

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1・3級)

選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。

## 投票所の変更

第十六投票区の投票所は、南中学校体育館の建替え工事のため、さわやか会館に変更します。



お問い合わせ先 鳥取市選挙管理委員会 (20 3386)

# 運転免許のイナバです。 毎日入校

二輪から二種まで全車種運転教習

学校法人 **イナバ自動車学校**



普通 二輪 大型 大特 けん引

お申込みは ☎0120-194178

鳥取市里仁・国体道路沿 ☎(0857)31-2111(代)  
詳しくはホームページをご覧ください <http://www.inaba.ac.jp/>